

令和7年度 三方原用水二期農業水利事業  
施設管理マニュアル検討業務（水路附帯施設設計他）

特 別 仕 様 書

【当初】

## 第1章 総 則

### (適用範囲)

第1-1条 令和7年度 三方原用水二期農業水利事業 施設管理マニュアル検討業務（水路附帯施設設計他）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

### (目 的)

第1-2条 本業務は、国営三方原用水二期土地改良事業により造成された西山調整池の水質調査を実施するとともに、水質改善対策を検討し、学識経験者の助言を得たうえで、検討結果の取りまとめを行うものである。

また、西山調整池で発生が確認されているユスリカの対策としての施設整備（ハード対策）を検討するものである。

### (場 所)

第1-3条 本業務において対象とする場所は、静岡県浜松市内で別添位置図に示すとおりである。

### (土地の立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書 1-16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

### (履行確実性評価の達成状況の確認)

#### 第1-5条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備 等

### (一般事項)

第1-6条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは速やかにこれに応じるものとする。
- (4) 本業務は見積もりによる歩掛であることから、その妥当性を検証するため、業務完了までに実態調査を行い、調査結果を監督職員に報告するものとする。

### (管理技術者)

第1-7条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村環境 農業－農村地域・資源計画
	農業	農業土木、農業農村工学、 農村地域計画、農村環境、 農村地域・資源計画
博士	農学	
シビルコンサルティングマネジャー	農業土木	

(担当技術者)

第1－8条 担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1－9条 共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する場合も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置づけられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(保険加入)

第1－10条 受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

## 第2章 作業条件

(調査及び設計対象施設)

第2－1条 調査及び設計の対象施設は、次のとおりである。

- (1) 水質調査及び水質調査結果の取りまとめは、西山調整池が対象である。
- (2) 水質改善対策の検討及び取りまとめは、既存施設の都田調整池と国営三方原用水二期土地改良事業により造成された都田第2調整池、三幸調整池、西山調整池、不動平調整池及び中川調整池の6箇所が対象である。
- (3) ユスリカ対策の施設整備検討及び取りまとめは、西山調整池が対象である。

(設計条件)

第2－2条 設計作業における設計条件は、次のとおりである。

(1) 調整池

1) 都田調整池 (既存施設)

形式：逆T形擁壁

容量：19,000m<sup>3</sup>

水深：3.9m (FWL 78.10m - LWL 74.20m)

7号分水工ゲート：水位自動制御

- 操作：機側・遠隔操作（流入・流出）
- 2) 都田第2調整池  
 形式：逆T形擁壁  
 容量：4,800m<sup>3</sup>  
 水深：3.9m (FWL 78.10m - LWL 74.20m)  
 7号分水工ゲート：水位自動制御  
 操作：機側・遠隔操作（流出）
- 3) 三幸調整池  
 形式：逆T形擁壁  
 容量：8,500m<sup>3</sup>  
 水深：2.6m (FWL 72.28m - LWL 69.68m)  
 三幸調整池流入ゲート：機側・遠隔操作  
 操作：機側・遠隔操作（流入・流出）
- 4) 西山調整池  
 形式：逆T形擁壁  
 容量：8,400m<sup>3</sup>  
 水深：2.1m (FWL 39.48m - LWL 37.38m)  
 操作：機側・遠隔操作（流入・流出）
- 5) 不動平調整池  
 形式：逆T形擁壁  
 容量：2,200m<sup>3</sup>  
 水深：1.24m (FWL 56.18m - LWL 54.94m)  
 11号分水工ゲート：機側・遠隔操作  
 操作：機側・遠隔操作（流入・流出）
- 6) 中川調整池  
 形式：逆T形擁壁  
 容量：600m<sup>3</sup>  
 水深：0.9m (FWL 50.76m - LWL 49.86m)  
 操作：機側・遠隔操作（流入・流出）

(作業条件)

第2-3条 調査作業における作業条件は、次のとおりである。

(1) 水質調査時期

水質調査は、非かんがい期（R8年1月中旬～3月中旬：2ヶ月において）に西山調整池内の3箇所の表層、中間層及び下層に濁度・水温計のセンサーを設置し、計測値をデータロガーで記録収集する。

(貸与資料等)

第2-4条 貸与資料は、次のとおりである。

分類	貸与資料	数量
工事関係	平成29年度～平成30年度 都田第2調整池建設工事関係資料	1式
	平成29年度～令和元年度 三幸調整池建設工事関係資料	1式
	平成30年度～令和2年度 西山調整池建設工事関係書類	1式
	平成30年度～令和元年度 不動平調整池建設工事	1式
	令和2年度～令和3年度 中川調整池その1工事	1式
設計業務等関係	平成28年度 調整池実施設計その1業務報告書	1式
	平成29年度 調整池実施設計その2業務報告書	1式
	令和元年度 中川調整池及び北部幹線水路（サイホン）実施設計業務報告書	1式
	令和3年度 かんがい用水水質調査業務報告書	1式
	令和4年度 導水幹線水路実施設計業務（水質調査）報告書	1式
	令和4年度 水質改善対策検討業務報告書	1式

分類	貸与資料	数量
	令和5年度 かんがい用水水質調査業務報告書	1式
	令和6年度 かんがい用水水質調査業務報告書	1式

(貸与資料の取扱い)

第2-5条 第2-4条に示す貸与資料の取り扱いは次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

### 第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。なお、詳細は別紙「作業項目内訳表」(該当項目)に○印で示すものとする。

作業項目	数量	備考
<b>【設計】</b>		
準備作業	1式	
現地調査	1式	
資料収集・内容の確認	1式	
西山調整池の水質調査結果の取りまとめ	1式	
水質改善対策の検討及び取りまとめ	1式	
ユスリカ対策の施設整備検討及び取りまとめ	1式	
点検取りまとめ	1式	
<b>【調査】</b>		
西山調整池の水質調査	1式	

(設計作業の留意点)

第3-2条 検討作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 本業務で対象としているユスリカ対策の施設整備検討は、設計作業を進めるに当たり、施設管理者との協議・調整を十分に行い、手戻りが発生しないよう留意しなければならない。
- (2) 施設の設計にあたり、維持管理のし易さや安全性を十分考慮し、かつ経済的な設計としなければならない。
- (3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプットの様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (4) 第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (5) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図書に記入するものとする。
- (6) 当該業務で実施するコスト削減対策の検討作業に際し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト削減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト削減に関して新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)及び新技術情報システム(NETIS)等を積極的に活用しなければならない。

農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)については、

<http://www.nn-techinfo.jp> を参照。

新技術情報システム(NETIS)は、

<http://www.netis.mlit.go.jp/NETIS> を参照。

- (7) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。  
なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。  
「工事工種の体系化」は  
[http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi\\_kousyu/](http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/) を参照。

#### (業務の成果品質確保対策)

第3-3条 契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策（農水省WEBサイト）」を十分に理解のうえ、対応するものとする。

##### (1) 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

- 1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。
  - ① 設計条件・前提条件
  - ② 業務計画の妥当性
  - ③ スケジュール
  - ④ その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等
- 2) 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。
- (2) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。
- (3) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し相互に確認するものとする。

#### (業務写真における黒板情報の電子化)

第3-4条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

##### (1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器」という。）は電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPIREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

##### (2) 機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

##### (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする  
なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子写真データの作成要領（案）」

）6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。  
ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

#### (4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に (URL「[https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/par\\_auth.php](https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/par_auth.php)」) のチェックシステム (信憑性チェックツール) 又はチェックシステム (信憑性チェックツール) を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

#### (5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

### 第4章 打合せ

#### (打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには、管理技術者が出席するものとする。

初回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ (水質改善対策及びユスリカ対策の施設整備検討取りまとめ段階)

最終回 業務報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち合いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

### 第5章 成果物

#### (成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 成果物の電子媒体 (CD-R又はDVD-R) 正副2部
2. 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。

#### (成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

静岡県浜松市中央区砂山町350番地5 浜松駅南ビルディング11階  
関東農政局三方原用水二期農業水利事業所

### 第6章 契約変更

#### (契約変更)

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-1条に示す「調査及び設計対象施設」に変更が生じた場合。
- (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。

- (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (5) 履行期間の変更が生じた場合。
- (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。
- (7) その他重要な変更が生じた場合。

## 第7章 定めなき事項

### (定めなき事項)

第7-1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

## 【作業項目内訳表 設計】

作業項目	作業内容	作業項目	
		当初	備考
1. 準備作業	業務に必要な作業計画、方法、工程計画等の準備を行う。	○	
2. 現地調査	本業務の実施にあたり、調査及び設計の対象施設等について現地調査を行い、施設の位置や整備状況等を把握する。	○	
3. 資料収集・内容の確認	貸与資料のほか、設計に必要な資料の収集を行い、必要な情報を整理しつつ内容の確認を行う。	○	
4. 西山調整池の水質調査結果の取りまとめ	水質調査結果の取りまとめにあたっては、気象庁観測所の雨量データ及び発注者が提供する西山調整池の貯水位及び流入流出量を調査期間の毎正時毎に整理する。	○	
5. 水質改善対策の検討及び取りまとめ	既存業務の調査結果や検討内容及び当該業務における水質調査結果を踏まえ、既存の調整池等を活用した対策を検討し取りまとめを行う。 なお、水質改善対策の検討を進めるにあたり、学識経験者の助言を得て進めるものとする。	○	
6. ユスリカ対策の施設整備検討及び取りまとめ	西山調整池で発生が確認されているユスリカの対策について、既存業務の検討内容を踏まえ、施設整備（ハード対策）の概略検討を行い取りまとめる。 施設管理者からの要望事項は、蓋掛け、底勾配が要望されており、要望事項を主に概略検討を行うものとする。 なお、施設整備の概略検討には、必要な構造計算及び概算工事費積算を含む。	○	
7. 点検取りまとめ	各設計項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○	

【作業項目内訳表 調査】

作業項目	作業内容	作業項目	
		当初	備考
1. 西山調整池の水質調査	<p>西山調整池の3箇所の表層（水面から約30cm）、中間層（水面から約100cm）及び下層（水面から約180cm）に濁度、水温計のセンサーを設置し、計測値をデータロガーにて10分間隔で値を記録収集する。また、計測終了後は濁度、水温計のセンサーを撤去する。</p> <p>なお、調査期間は、特別仕様書第2章 作業条件に示す2ヶ月を対象期間としている。</p>	○	